

お問い合わせ先

山口県農林水産部森林企画課  
〒753-8501 山口市滝町1-1  
TEL : 083-933-3460

山口県岩国農林事務所森林部  
〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1  
TEL : 0827-29-1565

山口県周南農林事務所森林部  
〒745-0004 周南市毛利町2丁目38  
TEL : 0834-33-6461

山口県山口農林事務所森林部  
〒753-0064 山口市神田町6-10  
TEL : 083-922-6700

山口県美祢農林事務所森林部  
〒759-2212 美祢市大嶺町東分3449-5  
TEL : 0837-52-1071

山口県下関農林事務所森林部  
〒750-0421 下関市豊田町殿敷1892  
TEL : 083-766-1182

山口県萩農林事務所森林部  
〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1  
TEL : 0838-22-3366

森の林から始める  
地球温暖化防止活動への一歩  
STARTING FROM THE FOREST

山口県農林水産部森林企画課

〒753-8501 山口市滝町1-1  
TEL.083-933-3460 FAX.083-933-3479  
E-mail : a17700@pref.yamaguchi.lg.jp  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/index/>

このリーフレットは再生紙を使用しています

森の林から始める  
STARTING FROM THE FOREST  
地球温暖化防止活動への一歩

山口県森林整備等CO<sub>2</sub>削減認証制度のご案内

# 森林整備などの 地球温暖化防止活動に 参加してみませんか

地球温暖化が進行する中、森林のCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）吸収源としての役割が注目されています。日本は、1997年に京都議定書に定められた削減目標6%のうち、森林の吸収するCO<sub>2</sub>量を3.8%として温暖化防止対策を進めているところです。

一方で、近年、森林の持つ多面的な機能への期待が高まり、企業のボランティア活動や資金負担による森林整備、CO<sub>2</sub>の排出削減につながる木材の利用など、森林分野における企業の社会貢献活動が増加しています。

山口県ではこうした活動がさらに高まって、森林整備等への企業や県民の皆様の参加が促進されるよう、森林整備活動によるCO<sub>2</sub>吸収量や森林バイオマス利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量、県産木材利用によるCO<sub>2</sub>固定量を認証する新たな制度を創設しました。

## 森林バイオマス利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量

樹木は大気中のCO<sub>2</sub>を吸収して生長していることから、燃料として利用し、CO<sub>2</sub>を排出しても、大気中のCO<sub>2</sub>は増加しません。ついては、化石燃料の代わりに森林バイオマス燃料を利用することで削減されるCO<sub>2</sub>の排出量を認証します。

対象となる方

ボイラーやストーブ、火力発電施設に森林バイオマス燃料を使用する企業、学校、公共施設管理者等

活動内容

化石燃料から県内産の森林バイオマス燃料に代替するもの



木質ペレット



ペレットストーブ



- 認証書は、社会貢献活動の証（あかし）として、広報活動に用いることができます。
- 認証された企業等の活動を広く紹介するため、その内容を山口県のホームページに掲載します。

## 森林整備活動によるCO<sub>2</sub>吸収量

樹木はその生長の過程でCO<sub>2</sub>を吸収しています。このため、森林を整備することにより、樹木の生長を促し、CO<sub>2</sub>の吸収量を増加させることができます。ついては、企業や県民が行う森林整備活動により吸収されるCO<sub>2</sub>量を認証します。

対象となる方

森林所有者と森林整備や資金負担に関する協定を締結した企業等

活動内容

植栽、下刈、除伐、間伐及び枝打ち

樹木が吸収するCO<sub>2</sub>量は1本1本みんな違ってはいますが、例えば25年生のスギ人工林を1%間伐すると、その後10年間で約130tのCO<sub>2</sub>を吸収することができます。これを身近なCO<sub>2</sub>排出量と比較すると自動車56台が1年間に排出するCO<sub>2</sub>とほぼ同じ量になります。



## 県産木材利用によるCO<sub>2</sub>固定量

木材の中には多くのCO<sub>2</sub>が含まれています。このため、建築物に木材を使用することにより、CO<sub>2</sub>を大気中に排出せず長期に固定することができます。ついては、公共施設や民間住宅に県産木材を利用した場合、使用された木材が固定しているCO<sub>2</sub>量を認証します。

対象となる方

県産木材を利用した公共施設や民間住宅の建築主または施工業者

活動内容

県産木材を使用する県内の公共施設の建築、優良県産木材\*を使用する県内の住宅建築

\*県産木材のうち、強度や含水率など県が示した基準に基づき品質認証を受けた木材



植栽作業



下刈作業



間伐作業



県産木材



優良県産木材を使用した民間住宅

- 制度の詳細や申請の方法については下記のホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/index/>